

## 「事業計画策定ガイドラインの改正案等」に関する意見公募の実施結果について

令和7年4月1日  
経済産業省  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

「事業計画策定ガイドラインの改正案等」の改訂に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

### 1. 実施期間等

#### (1) 意見募集期間

令和7年2月4日（火）～令和7年3月5日（水）

#### (2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

### 2. 提出意見数

76件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、回答の分かりやすさの観点から意見を整理して示しているため、数字は一致しません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

### 3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「事業計画策定ガイドラインの改正案等」に関する意見公募の実施結果について(別紙)

| 番号                                  | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方  |
|-------------------------------------|---|---|
| <b>再生可能エネルギー全体に関する御意見</b>           |   |   |
| 1                                   | <p><b>再生可能エネルギーを推進すべきでない。</b></p> <p>化石燃料といわれる燃料を使用した発電方法の方が再生可能エネルギーとされる発電より環境負荷の面で経済的効率性の側面から見ても圧倒的に優位なことはここまでの実績で明らかです。研究として続ける意味はあるでしょうが現段階で主力を切り替えるようなあり方は愚策以外の何物でも無いことはヨーロッパを見れば明らかです。余計なことに注力するお金と暇と頭脳があるのなら東日本大震災や能登の復興に注力すべきでしょう。優先順位から目指す方向からありとあらゆる面で間違っています。一度立ち止まって再考することを求めます。</p> <p>再生可能エネルギーの設置場所に関する規定、森林法における林地開発許可などありますが、そもそも新たに敷地を開発して設置すべきではない。本末転倒で、森林などの自然の環境は生物の宝庫であり、山地が多き日本では、土砂災害を軽減する役割として、森林の役割は大きい。森があり、動物や小さな植物が多種多様な生きものが生息する土壌には、たくさんの保水力があり土砂災害に加えて、山火事のリスクも軽減できている。山があれば、自然の循環が壊れ、人間社会に多大な影響を与えることは、近年の災害からみても明らかであろう。また、土壌内の炭素の蓄積もなくなり、CO2削減には、森と豊かな土壌は欠かせない。太陽光パネルにせよ、ソーラーパネルにせよ、新規に森を切り開いて、開発させないような規制を設けるべきです。それを事業計画や法令に反映させることを強く要望します。同様に、バイオマス発電の原料となるペレットにも規制を設けるべき、海外に頼るペレット、皆伐されて丸太を原料としたものは使うべきではなく、間伐材や商業利用が難しい木材などに限定すべきだと考える。その利用証明を国が管理して、違反者には業務停止などの罰則を設けるよう願う。</p> <p>【総論】<br/>○太陽光発電について。設置にあたり、樹木・森林伐採、田畑や池を埋め立てて設置することを禁ずべき(畑とのシェアリングは除く)建物に設置を限定すべき。<br/>【理由】森林・河川・田畑・草地・水辺は、生物の貴重な住処であり、便利さではなく生きる為に必要な場所である。故に個人所有地も含めて保存を優先すべき。<br/>○風力発電について。自衛隊電波障害や景観への配慮が盛り込まれている点は望ましいが、人間を含む生物全般への影響がはなはだしい場所は設置すべきではない。<br/>【理由】巨大鉄塔を建設する事で多くの樹木を伐採し水の循環を断ち切ってしまう。多くの生き物が生きぬくための環境を損ねる。波動や回転による生物への影響等も深刻。できる限り設置しない方がいい。電力使用を減らす社会の仕組みを作るべき。</p> | <p>再生可能エネルギーについて、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)では、「エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す」とこととされています。</p> <p>現在、FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっています。こうした懸念に対応し、再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むとともに、調達期間・交付期間終了後の事業継続を促進することが重要です。令和6年4月には、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションを図るため、周辺地域の住民への説明会等の実施をFIT・FIP認定要件とするともに、関係法令に違反する事業者等に対してFIT/FIP交付金の支援を一時停止する措置を導入しました。</p> <p>また、我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、着実に低減が進んできてはいるものの、国際水準と比較すると依然高い水準にあります。こうした中で国民負担の抑制を図るためには、引き続きFIT/FIP制度における入札制の活用等の推進や認定失効制度の着実な運用等により、再生可能エネルギーのコストを競争力ある水準に低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していく必要があります。</p> <p>加えて、再生可能エネルギーの主力電源化にあたっては、FIP制度の更なる活用等を通じて、出力の変動する再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めていくことが重要です。さらに、再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、インベーションの加速とサプライチェーンの構築を戦略的に進め、国産再生可能エネルギーの普及拡大による技術自給率の向上を図るとともに、使用済太陽光パネルへの対応等を講じていくこととしています。</p> <p>今般の改正は、上記の動向や政策的必要性を踏まえつつ、調達価格等算定委員会や関係審議会における議論を経て、必要な改正を行うものです。</p> |
| <b>「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に関する御意見</b> |   |   |
| 2                                   | <p><b>設計・施工に係る完成図書の内容を定める等すべき。</b></p> <p>【該当箇所】<br/>事業計画策定ガイドライン第2章2節3. 施工<br/>&gt;このため、完成図書を作成して、事業終了時まで適切に管理・保管し、必要に応じて参照できるようにしておくことが必要である<br/>【意見】<br/>事業終了後も参照できるよう、保存期間を定めるか関係省庁に提出することを求めてほしい。<br/>【理由】<br/>災害時や事業の不備があった際に検証するための資料として長期の保存をしてください。</p>  | <p>完成図書の管理及び保管については、①電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応する観点や、②必要な設備の更新等を行いながら長期安定的に事業を継続する観点から求めているものです。こうした趣旨を踏まえ、FIT/FIP制度における遵守事項として管理及び保管を求める期間は、「事業終了時まで」としています。</p>   |
| 3                                   | <p><b>保守点検等の実施状況等の報告の方法等を更に明確化すべき。</b></p> <p>第3節 運用・管理<br/>2. 通常運転時に求められる取組<br/>加えて、適切な保守点検及び維持管理を行うことは、長期 安定的に事業を継続する観点からも重要である。これらを踏まえ、保守点検及び維持管理の実施状況や実施した保守点検の結果等について、定期報告(運転費用報告)で定期的に報告することが求められる。<br/>意見<br/>現状、複数のO&amp;M会社に保守点検等を委託しているため、各社異なったフォーマットでの作業報告を受領している状況です。仮に、各社異なったフォーマットでの報告書を新たに別フォーマット等に書き換える等の作業が発生する場合、発電事業者、O&amp;M会社ともに作業負担が高まるため、定期報告に当たっては、O&amp;M会社が作成する報告書を添付することで可として頂けないでしょうか。<br/>【該当箇所】<br/>上記つづき(2)発電性能の維持に関する取組<br/>これらの実施状況や実施した保守点検の結果について、定期的に報告すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第7号〕<br/>意見内容<br/>法定点検の場合、電気事業法等にて点検記録の保存期間が定められているが、当該保存期間を経過したものであるについては順次破棄してしまっている。当該定期報告は法定報告の保存期間を越えて報告を求めることはないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>1. 事業計画策定ガイドライン改正案<br/>運転費用年報に必要な書面について、より具体的に明確化していただきたい。<br/>・「実施状況や実施した保守点検の結果について、定期的に報告」となっているが、その「定期的な報告」の時期(基準)について明確化が必要(年報なので1年分の準備が必要だが、問い合わせたらMETIもまだわからないとのこと回答だった)</p>   | <p>「保守点検及び維持管理の実施状況や実施した保守点検の結果等」に関する定期報告の様式については、別途、資源エネルギー庁HPIにおいて公表しますが、頂いた御意見を踏まえ、再エネ発電事業者の事務負担や他法令との関係については、十分留意します。</p>   |
| 4                                   | <p><b>調達期間/交付期間終了後の計画について更に明確化すべき。</b></p> <p>5. 調達期間/交付期間終了後の事業継続<br/>調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方について、具体的な計画を立案し、当該計画の概要について報告すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第7号〕<br/>意見内容<br/>調達期間終了後の事業継続について具体的な計画を立案するためには、地権者との土地契約の延長交渉やその他のプロジェクト関係者との協議も必要になってきます。計画はどこまでの具体性を求められるのでしょうか。</p>  | <p>太陽光発電事業の長期安定電源化を図るためには、調達期間/交付期間の終了前から、調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方について具体的な計画を立案しておくことが重要です。こうした重要性については、関係審議会でも取りまとめられた「再エネ主力電源化アクションプラン」でも示されています。</p> <p>お尋ねの計画の具体性の程度は、各事業の個別の状況に応じて異なります。定期報告(運転費用報告)においては、計画の「概要」の報告を求めるとなっていますが、その定期報告の様式については、別途、資源エネルギー庁HPIにおいて公表します。</p>  |

| 番号                                    | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方  |
|---------------------------------------|---|---|
| <b>「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」に関する御意見</b> |   |   |
|                                       | <p><b>輸入バイオマス等を利用するバイオマス発電を支援すべきではない。</b></p> <p>以下の措置を通して、認定済みの案件を含め、輸入木質バイオマス発電への支援をやめてください。</p> <p>1)輸入燃料によるバイオマス発電(既存案件も含め)への支援をやめ、特に「原生林や天然林を破壊していること」や「加工工場で、環境基準違反や大気汚染を起こしていること」が確認された燃料の使用を禁止してください。</p> <p>2)FITで支援する木質バイオマス発電所が使っている海外産燃料の、生産地の情報(国・地域、工場の名称)などの情報公開を義務化してください。</p> <p>3)バイオマスの燃焼によるCO2排出量のカウントをゼロとせず、ライフサイクル(燃料の生産から電気になるまでの全ての過程)での温室効果ガス排出量に含めてください。</p> <p><b>理由</b><br/>森林は人間だけが使うものではありません。森林がもつ多様な価値を守るべき。<br/>・FIT制度は、CO2排出量を減らす再生可能エネルギーの促進に賦課金を使うべき。</p> <p>カナダからの輸入木材を使う前に、国産材を使って下さい。</p> <p><b>意見</b><br/>木質バイオマス発電は、我が国のFIT制度で支援されていますが、実際は、海外の森林を伐採した木質ペレットを燃やすだけの火力発電に過ぎず、石炭よりも多くのCO2を排出し、気候変動対策には全くありません。また、木質ペレット燃料の多くは、7割を海外輸入に依存し、海外の燃料生産地で森林面積の減少、大気汚染など公害の原因になっています。森林面積が減少し、棲み家を追われた野生生物たちは、絶滅の危機に瀕しています。このように何重にも問題のある木質バイオマス発電を、即刻廃止して下さい。</p> <p><b>理由</b><br/>カナダ国ブリティッシュコロンビア州(BC州)には、絶滅危惧種のトナカイ、ハイログマ、オオカミ、ヤマノコなど大型の野生動物が生息する貴重な広大な原生林がありました。大型重機で一度に全ての木を切る皆伐により、急速に森林が伐採されています。一度切られると、何百年とその豊かさを回復することはできません。世界的にも貴重なこの森は、過去数十年で急速に伐採が進み、今では日本に輸出する大量の木質ペレットの一大生産地となっています。他国の森を破壊して、日本の燃料にして良い訳はありません。</p> |   |
|                                       | <p>輸入材が国内材に関わらず木質バイオマスによる発電のFIT認定に反対します。</p> <p>伐採地の物質循環や生物の生息環境に大きな影響を与えるだけでなく、輸送時のエネルギーなどを考慮するとエコロジカルでもエコノミカルでもありません。そもそも石油や石炭は億年単位の(植物による)エネルギーの蓄積です。時間が圧縮されています。それにくらべて木質バイオマスは、現在太陽光を利用して植物が固定しているエネルギーで、ほぼ等倍速です。熱にせよ電気にせよ、それでは現在の人類のエネルギー消費の速度に追いつかないので、結果として森が無くなくなってしまいます。木材は建築材などとしての利用に留めるべきです。エネルギー源は太陽光、風力、地熱などを細心の注意を払って利用するようにしましょう。</p> <p>現状、太陽光発電も環境対策が不十分で危険な設置をよく見かけます。バイオマスしか太陽光発電しかりで、利権目的のグリーンウォッシュ的なものではなく本質的な存在になるよう、見直しを求めます。</p>  | <p>バイオマス発電については、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)において、「環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めていく。」「大規模なバイオマス発電については、安定的かつ持続可能な燃料調達確保やコスト構造を踏まえ将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT・FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進める。」といった基本的な方向性を掲げています。</p> <p>また、今年度の調達価格等算定委員会では、大規模なバイオマス発電の取扱いについて検討が行われ、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見(令和7年2月3日調達価格等算定委員会)」においては、「現在入札区分となっている一般木質等(10,000kW以上)及び液体燃料(全規模)は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とする」との措置が取りまとめられています。</p> <p>さらに、FIT/FIP制度におけるバイオマス発電事業では、バイオマス持続可能性WGにおける専門的・技術的な検討等を踏まえ、例えば、本ガイドラインにおいて次の事項を定めています。FIT/FIP認定基準については、認定基準に適合しない場合、FIT/FIP認定の対象とならない、又は、FIT/FIP認定の取消し等の対象となります。</p> |
| 5                                     | <p>以下の理由でパーム油発電は、日本のエネルギーから、補助など含めて無くして、パーム油の需要の増大が熱帯林の破壊の主要な要因のひとつ。多様な樹種から構成される熱帯林がいったん伐採され、単一のアブラヤシが植えられるプランテーションになるともともと熱帯林に生息していたオランウータンやゾウなどの野生生物が生息できなくなり生物多様性が失われる。熱帯林や泥炭地の開発で膨大な量のCO2が放出される。それらの土地利用転換による排出を加味すれば、パーム油発電は石炭火力発電よりはるかに多くのCO2が発生。RSPO認証油の供給量に限界がある中、発電用の燃料にRSPO認証油が使われれば、従来のユーザーが非RSPO認証油に向かわざるをえない。地が有限である以上、新規プランテーション開発が農地で行われる場合、もともと栽培されていた作物のためがどこかに移動することになり、森林開発の圧力になる。</p>   | <p>①輸入木質バイオマスの持続可能性について、輸入木材の流通等を所管する林野庁が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により確認することを求めています。また、情報公開については、持続可能性を担保している第三者認証スキームの名称や燃料使用量等の公開を求めています。</p> <p>②パーム油を含む農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性については、環境や社会・労働、ガバナンス等の観点から第三者認証スキームにより確認することを求めています。</p> <p>③輸入木質バイオマスや農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに係るライフサイクル温室効果ガス排出量については、原則として、(1)燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル温室効果ガス排出量を確認できる基準に基づく認証を取得した上で、基準値を下回ることを申告することに加えて、(2)当該基準を満たすことを担保している第三者認証スキームの名称の情報公開を求めています。</p>  |
|                                       | <p>改正案新旧対照表p8～</p> <p>森林の持続可能性の確認は、森林認証によって必ずしも担保されるものではなく、EUDRIにおいても森林認証に依存していないことを認識すべきである。カナダにおけるSBP(SFI)のように、原生林を伐採していても「認証取得」となるケースや、ベトナムで生じたような認証偽装問題が後日明らかになるケースもある。</p> <p>このため、「どの認証であればFIT制度において持続可能と認められるか」の議論は、これまでよりも綿密に行う必要がある。同時に、認証の有無に関わらず、生産地の近隣住民や環境団体から環境基準や法令への違反、健康被害を含む人権侵害、原生林や天然林の伐採(低賃材・未利用材と呼ばれることが多い)などが報告されている場合は、第三者による事実確認を実施し、上記の問題が確認された場合は、FITガイドライン違反となるため、FIT価格での買い取りの対象外とするともに、経産省が「問題報告を受けた時点から確認がされFIT買い取り対象外となるまでの期間」に、既にFIT価格でバイオマス発電電力を買い取った差額については、事業者に賦課金の返還を求める仕組みと実施方法を定めるべきである。</p>  | <p>その上で、今後求めるべき持続可能性の基準や確認方法等については、バイオマス持続可能性WGにおいて、EUの動向等をフォローしつつ、日本における木材利用の実態等も踏まえ、引き続き、必要に応じて、検討を進めていきます。</p> <p>なお、国内木質バイオマス燃料に関しては、第7次エネルギー基本計画にも記載しているとおり、国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向け、関係省庁が連携し、林地残材等の更なる利用に向けた体制構築、各地域に適した早生樹や広葉樹等の育林手法等の実証、適正な再造林等を推進してまいります。</p>   |
|                                       | <p>【該当箇所】事業計画策定ガイドライン案の以下<br/>調達期間/交付期間終了後も、定期報告(運転費用報告)等を通じて、継続的にバイオマス比率の状況を報告すること(その際、調達期間/交付期間終了後に認定に係る全体のバイオマス比率を一定以上減少させた場合や0%とした場合には、指導等の対象となる。指導を行ったときは、その旨が公表される)</p> <p>【意見】<br/>継続に指導ではなく、特に木質バイオマスは漸次廃止に対してインセンティブを！<br/>【理由】バイオマスは再生エネルギーの一つとしてFIT制度で支援されていますが、実質木質ペレット・チップを燃やす火力発電であり、石炭よりも多くのCO2を排出するため、気候変動対策になりませんし、燃料生産地で森林の劣化や減少、大気汚染などの公害につながっています。燃料の約7割を輸入に依存しています。さらに地元民や輸出元の国民の環境に配慮する必要があります。根底には、森林は人間だけが使うものではない、森林がもつ多様な価値を守るべき、という倫理が必要。つまり不合理だから止めるべきリソースなのです。</p>   |   |
|                                       | <p>【該当箇所】<br/>事業計画策定ガイドライン第3節 運用・管理5. 設備の更新</p> <p>【意見】<br/>伐採木の産地が原生林および天然林であることが発覚した場合、また加工工場で環境基準違反や大気汚染を起こしていることが確認された場合燃料の使用を禁止あるいは罰則・指導を設けてください。度重なる罰則や指導を受けた事業者は操業停止できるようにしてほしいです。また、この基準は輸入木材にも適用してください。</p> <p>【理由】<br/>国内の電力のために海外の自然環境が破壊されることは再生可能エネルギーとしてふさわしくないため。</p>  |   |

| 番号 | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方  |
|----|---|---|
| 6  | <p><b>クリーンウッド法に係る書類の保存等は「努力義務」ではなく「遵守義務」とすべき。</b></p> <p>・該当箇所<br/>事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)第1節の3の(5)<br/>「再生可能エネルギー発電事業者が、第二種木材関連事業として複数の国内事業者を経由して燃料調達を行う場合は、当該燃料が合法性確認木材であることを示す書類の保存等は努力義務とする。」</p> <p>・意見内容<br/>この4月から改正クリーンウッド法が施行されるため、これに合わせて「努力義務」ではなく「義務」化してください。</p> <p>・理由<br/>改正クリーンウッド法では合法性確認を義務付けています。また、バイオマスは関連資料「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」p109で指摘されているとおり、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質のためFITの目的に合致していません。輸入は木質ペレットやPKSが中心であり、石炭よりも炭素の排出量が多く、今後海外から指摘される要因にもなりかねません。義務化すべきではないでしょうか。</p>   | <p>FIT/FIP認定事業者が複数の国内事業者を経由して燃料を調達する場合、改正クリーンウッド法において、FIT/FIP認定事業者への情報伝達については、「原材料情報」は義務対象外であり、「合法性の確認結果」は努力義務となっています。このため、FIT/FIP認定事業者が必ずしもこれらの情報に係る書類を得られるわけではないことから、バイオマス持続可能性WGで議論の上、当該情報に係る書類の保存等については、努力義務とすることとしています。</p>  |
| 7  | <p><b>バイオマス発電の燃料等に係る記載を改めるべき。</b></p> <p>該当箇所:事業計画策定ガイドライン(バイオマス)10p<br/>意見内容:「(3)輸入木質バイオマスに係る燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、以下の事項を遵守すること。(1)当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めること。」を以下に変更する。「既存用途へ与える影響を与えないことを確実にすることを求める。当該計画の実施で生産国での既存のバイオマス利用が減少してリーケージで化石燃料が使われないことを確実にしない限り、FITによる支援の対象としない。」</p> <p>理由:バイオマス発電事業者が森林資源や木材の「既存利用」へ与えている影響は、公に測定されておらず、特に輸入木質バイオマスの場合、生産地における既存利用の実態把握は困難である。例えばPKSは生産地で熟や発電用燃料に使用されてきた。日本のFIT制度によって、現地価格より高額で買取られるため、現地で代替燃料として石炭が使われている事例があり、FIT制度のリーケージで化石燃料利用が促進されることになる。また木質燃料生産が合板原料と競合し、原料高騰を招いている例もある。既存用影響調査を海外含め実施し、影響のあるものは支援対象外とすべきである。</p> <p>該当箇所:改正案新旧対照表p8〇3(4)<br/>「持続可能性(合法性)の証明方法は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に適合すること」<br/>意見内容:上記は「持続可能性(合法性)の証明方法は、FIT制度の基準に該当する森林認証(FM+COC)に加えデュアリティを確保し、生産地の近隣住民や環境団体から持続可能性・合法性への異議申し立てが無いことを確認することを義務とする」とすべきである。「異議申し立てがあった場合は、事実関係を確認したうえでFIT賦課金の支払い停止及び違反期間の返金を求める」とする。<br/>理由:林野庁当該ガイドラインは合法性の確認方法としても極めて不十分なことがクリーンウッド法制定の理由であり、林野庁ガイドラインに持続可能性の証明を依頼することは不適切である。森林の持続可能性の確認は、森林認証に依存せず、生産地の近隣住民や環境団体から法令違反、健康被害、天然林伐採などが報告された場合、事実確認し問題が確認されたらFIT買取対象外とする。違反期間に既にFIT価格で電力を買取った差額は、賦課金の返還を求める仕組みを定めるべきである。</p> <p>該当箇所:事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)2024年4月改定 p14<br/>意見内容:「具体的には、森林認証制度(※1)やCoc認証制度(※2)等における認証が必要である」→「具体的には、森林認証制度(※1)のFM認証(※2)およびCoc認証(※3)による確認が必要である」(※2)FM認証<br/>森林認証の原則や基準に基づき森林管理が適切に行われていることを審査機関によって認証するもの」<br/>理由:Cocは、森林認証制度の一部を構成するサプライチェーンを確認するしくみであり、森林認証制度とCoc認証制度を併記するのはそぐわない。Cocと並列に記すなら、FM(森林管理)認証である。</p> <p>改正案新旧対照表p7<br/>クリーンウッド法は民間の事業におけるデュアリティを求めているものであり、消費者負担によって支援されているFIT/FIP制度とは性格が異なる。<br/>2024年に600万トンを超える木質ペレットが輸入されているが、原生林・高齢林を伐採した木材を原料とするものや環境法等の違反により罰金を科されているペレット工場で生産されたものが混じっている可能性がある。<br/>輸入木質ペレットの持続可能性の確認のためには、どのペレット工場で生産されたかの情報公開が非常に有効であると考えられる。<br/>具体的には、事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)2024年4月改定p10 19行目「発電所で使用した認証燃料の量およびその認証燃料固有の識別番号について、自社ホームページ等で情報公開すること」は、「発電所で使用した認証燃料の量および加工施設(ペレット工場等)について、自社ホームページ等で情報公開すること」とすべきである。</p> <p>●該当箇所<br/>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築 3の(2)<br/>●意見内容<br/>「国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地燃料調達事業者等との(直接又は商社等を通じた間接)燃料安定調達協定等を確保し、かつ、流通経路(トレーサビリティがあること)を確認すること。」を「流通経路(トレーサビリティがあること)を確認するとともに、生産国での燃料一次加工場の情報を自社HPにおいて公開すること」とすべき。<br/>●理由<br/>事業者がトレーサビリティを確認させるのみでは不十分。生産国の一次加工場の情報公開を義務化すべき。海外のペレット生産地では、工場の大気汚染、周辺の天然林の大規模な伐採など様々な問題が生じている。加工工場を把握させ、そうした燃料のFITによる支援を停止すべきである。</p> <p>該当箇所:事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)2024年4月改定 p13~14<br/>意見内容:GHG算定値および当該取り組み内容との公開について「すべての既認定案件について、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努め、現状でのGHG算定値および当該取り組み内容等の自社のホームページ等での情報開示および報告を求めるものとする。報告した内容は、資源エネルギー庁のFIT/FIP制度のサイトにおいて公開される。2022年度以降の認定案件についても、透明性の観点から、同様に情報開示及び報告を求めるものとする」とすべきである。<br/>理由:このように公開することによって、各事業者の取り組みを一覧することができ、熱心な取り組みを行っている事業者を評価することが容易になり、GHG排出削減へのインセンティブとなると考えられる。賦課金により消費者に支えられている制度の透明性の観点から、情報公開は努力義務ではなく義務とすべきである。</p> <p>●該当箇所<br/>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築、【解説】の「ライフサイクル GHG 排出量の基準は、(中略)比較対象電源のライフサイクルGHGに対する削減率は、2030年度に使用する燃料については70%削減を達成することを要求する。(後略)」のところ<br/>●意見内容<br/>現行の「燃焼のCO2排出を含まないLCA-GHGで化石燃料比50~70%の削減を求める」基準は、IEAのネットゼロエネルギーシナリオにおける発電セクターの排出量を大きく上回る。また、FITでは燃焼のCO2をゼロとしている。<br/>「燃焼によるCO2排出を含み、パリ協定1.5度目標を達成し得る値」をLCA-GHG基準にすべきである。また適用対象を2022年度以降の新規認定に限定するのではなく、「既認定・既稼働含むすべての発電所」とすべき。<br/>●理由<br/>・木質バイオマスの燃焼によるCO2は石炭より多いため、ゼロとすべきでない。<br/>・輸入燃料に依存する大型木質バイオマス発電所には、2022年度以降の新規認定はほぼ存在しないため、既認定案件を含めなければ、意味のない規制になる。</p> <p>バイオマス発電<br/>近年、木質ペレットの保管および輸送に係る火災・爆発事故が多発している。事故防止の手順について早急に事業計画ガイドライン等に記し、関係者への周知が必要である。</p> | <p>FIT/FIP制度におけるバイオマス発電事業では、バイオマス持続可能性WGにおける専門的・技術的な検討等を踏まえ、例えば、本ガイドラインにおいて次の事項を定めています。FIT/FIP認定基準については、認定基準に適合しない場合、FIT/FIP認定の対象としない、又は、FIT/FIP認定の取消し等の対象となります。</p> <p>①輸入木質バイオマスに係る既存用途への影響については、燃料の調達・使用計画が与える影響を最小限にするよう努めることを求めています。<br/>②輸入木質バイオマスの持続可能性について、輸入木材の流通等を所管する林野庁が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により確認することを求めています。また、情報公開については、持続可能性を担保している第三者認証スキーム等の名称や燃料使用量等の公開を求めています。<br/>③輸入木質バイオマスや農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに係るライフサイクル温室効果ガス排出量については、原則として、(1)燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル温室効果ガス排出量を確保できる基準に基づく認証を取得した上で、基準値を下回ることを申告することに加えて、(2)当該基準を満たすことを担保している第三者認証スキームの名称の情報公開を求めています。</p> <p>その上で、今後求めるべき持続可能性の基準や確認方法等については、バイオマス持続可能性WGにおいて、EUの動向等をフォローしつつ、日本における木材利用の実態等も踏まえ、引き続き、必要に応じて、検討を進めていきます。</p> <p>また、電力安全や火災予防を含めた関係法令については、その遵守をFIT/FIP制度の認定基準として求めているところですが、関係省庁と連携して、再生可能エネルギー事業者に対し、適切な事業の実施を求めてまいります。</p> |

| 番号   | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方   |
|--|---|--|
| 8  | <p><b>調達期間/交付期間終了後のバイオマス比率減少の場合の取扱いを更に明確にすべき。</b></p> <p>「なお、調達期間/交付期間終了後も、定期報告（運転費用報告）等を通じて、継続的にバイオマス比率の状況を報告すること（その際、調達期間/交付期間終了後に認定に係る全体のバイオマス比率を一定以上減少させた場合や0%とした場合には、指導等の対象となる。」とある。ここでは、0%を含むバイオマス比率の減少のみが述べられているが、FIT/FIP期間の終了後の事業廃止や長期休止（事業上の廃止）については何も述べられていない。バイオマス発電電力量が一定期間ゼロとなったときの扱い（指導等の対象となるのか）を明確にしたい。指導等の対象となるのであれば、現状の文書ではそのように読めないで、修正願いたい。</p> <p>・意見内容<br/>以下、赤字の文言を追記頂きたい。<br/>なお、調達期間/交付期間終了後も、定期報告（運転費用報告）等を通じて、継続的にバイオマス比率の状況を報告すること（その際、調達期間/交付期間終了後に認定に係る全体のバイオマス比率を合理的な理由（経済性の不成立、設備安全性の向上、バイオマス以外の脱炭素燃料の導入など）なく一定以上減少させた場合や0%とした場合には、指導等の対象となる。指導を行ったときは、その旨が公表されることとなる。）。</p> <p>・理由<br/>2月3日に調達価格等算定委員会にて取りまとめられた「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」の92頁に記載されているように、「バイオマス発電は、電源の性質上、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造にある。また、大規模バイオマスについては、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質もあり、他の再生エネルギーと比べ、再生エネルギーとしての自立性が相対的に難しいという背景があり、「バイオマス発電事業の継続をより確実にするために、FIT/FIP期間が終了したバイオマス発電事業者に適用する他の諸制度と連携して、規制・支援的措置の両面から対応を検討する必要がある」と理解している。FIT/FIP期間終了後にバイオマス比率を一定以上減少させた場合において、一概に「指導等」の対象とするのではなく、経済性の不成立（燃料費の高騰等）、設備安全性の向上、やバイオマス以外の脱炭素化施策の導入など、個々の事案において合理的な理由が存在する場合については、「指導等」の対象外とすべきと考える。</p> | <p>今年度の調達価格等算定委員会や関係審議会では、調達期間/交付期間終了後のバイオマス発電の取扱いについて検討がなされ、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見（令和7年2月3日調達価格等算定委員会）」においては、次の旨の意見が取りまとめられました。<br/>①バイオマス発電は、電源の性質上、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造にある。また、大規模バイオマスについては、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質もあり、他の再生エネルギーと比べ、再生エネルギーとしての自立性が相対的に難しい。こうした背景の下、FIT/FIP制度により支援を受けたバイオマス発電が、FIT/FIP期間の終了後に、石炭火力等の火力発電へ転換する懸念や事業廃止に至る懸念がある。<br/>②FIT/FIP制度は、再生エネルギーの自立的な維持・拡大を目指し、国民負担によりその導入を支援するものである。そのため、国民負担の下で導入された再生エネルギーであるバイオマス発電が、支援期間終了後に火力発電へ転換することや事業廃止に至ることを抑止する必要がある。<br/>③このため、FIT/FIP制度により支援を受けたバイオマス発電について、FIT/FIP期間の終了後も、定期報告・変更届出を通じて、継続的にバイオマス比率の把握を行うとともに、FIT/FIP期間の終了後にバイオマス比率を一定以上減少させた場合には、指導などの対象とし、指導を行ったときはその旨を公表する。</p> <p>今般の記載の明確化は、この調達価格等算定委員会の意見を踏まえたものです。個別の事案に対する指導等の実施については、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断することとなります。</p> <p>また、御指摘の「FIT/FIP期間の終了後の事業廃止や長期休止（事業上の廃止）」に関しては、それが「認定に係る全体のバイオマス比率を一定以上減少させた場合や0%とした場合」に該当する場合には指導等の対象となりますが、今般新たに規定する指導等の措置に限らず、調達価格等算定委員会の意見も踏まえ、FIT/FIP期間が終了したバイオマス発電の発電事業者が適用が得る他の諸制度とも連携して、規制・支援的措置の両面から、事業廃止に至る懸念への対応を検討していく考えです。</p> |
| 9  | <p><b>調達期間/交付期間終了後の事業継続に懸念のあるバイオマス発電を支援すべきでない。</b></p> <p>該当箇所：改正案新旧対照表p10第3節 運用・管理 5 設備の更新と【解説】について「○再生エネルギーに基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新するとともに、バイオマス燃料を安定的に調達することで、バイオマス発電事業を継続するように努めること。」<br/>意見内容：賦課金で支援するバイオマス発電事業は継続せず、むしろ早急に既認定・既存の発電事業を廃止する方法を検討すべきである。FIT賦課金は今後、事業者のバイオマス発電からの撤退支援のために活用すべきである。<br/>理由：EURED3やPPRIのEU向け政策レポートにもある通り、発電のみのバイオマスエネルギー利用は極めて非効率かつCO2排出が多い。特に輸入燃料に依存する場合は、生産地で森林減少・土壌劣化や大気汚染を引き起こすなど、再生エネルギーとして消費者負担で支援する合理的理由が見つからない。</p> <p>【該当箇所】<br/>第3節 運用・管理 5. 設備の更新<br/>○再生エネルギーに基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新するとともに、バイオマス燃料を安定的に調達することで、バイオマス発電事業を継続するように努めること。<br/>【意見内容・理由】<br/>バイオマス発電は、燃料を海外から輸入し、大規模かつ熱利用をしない場合、日本のエネルギー自給にないばかりか、燃焼やサライチェーンでのCO2排出も莫大で1.5℃目標と整合せず、FIT制度の支援対象として不適切である。また、海外の燃料生産地では原生林・天然林の破壊、加工工場による大気汚染などが起きている。<br/>そうした問題を事業者が把握せず、情報公開を通じて明らかにし、問題がある案件の認定見直しを、調達/交付期間の終了を待たずに行っていくべきである。まして、当該期間終了後の事業継続を促すようなインセンティブや指導は行方べきではない。</p>  | <p>第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「大規模なバイオマス発電については、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT/FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進める。」「環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を促していく。」といった基本的な方向性を掲げられています。</p> <p>また、今年度の調達価格等算定委員会では、大規模なバイオマス発電の取扱いについて検討が行われ、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見（令和7年2月3日調達価格等算定委員会）」においては、「現在入札区分となっている一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とする」との措置が取りまとめられています。</p> <p>さらに、今年度の調達価格等算定委員会や関係審議会では、調達期間/交付期間終了後のバイオマス発電の取扱いについて検討がなされ、同意見においては、次の旨の意見が取りまとめられました。<br/>①バイオマス発電は、電源の性質上、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造にある。また、大規模バイオマスについては、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質もあり、他の再生エネルギーと比べ、再生エネルギーとしての自立性が相対的に難しい。こうした背景の下、FIT/FIP制度により支援を受けたバイオマス発電が、FIT/FIP期間の終了後に、石炭火力等の火力発電へ転換する懸念や事業廃止に至る懸念がある。<br/>②FIT/FIP制度は、再生エネルギーの自立的な維持・拡大を目指し、国民負担によりその導入を支援するものである。そのため、国民負担の下で導入された再生エネルギーであるバイオマス発電が、支援期間終了後に火力発電へ転換することや事業廃止に至ることを抑止する必要がある。</p> <p>今般の記載の明確化は、この調達価格等算定委員会の意見を踏まえたものです。</p>                    |
| <p><b>「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に関する御意見 ①：説明会関係</b></p> |   |  |
| 10   | <p><b>説明会の要件を厳格化すべき。</b></p> <p>○説明会及び事前周知措置実施ガイドラインについて<br/>第3章第1節 説明会の要件・住民の範囲～森林や田畑や草地、水辺等所有者がいても、本来これらはコモンであるから、万が一設置するということは、そこに住民がいなくても、都道府県レベルで説明会を行うべき。<br/>第5章 計画変更による変更認定に伴う説明会等も、事業者が便宜を図るのではなく、いかに貴重な自然を守るかというスタンスで制度を作るべき。<br/>○概論 第4条2の3 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会の開催が必要な場合～<br/>自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として条例により指定された地域とあるが、個人の建物以外は全てにおいて説明会を行うべき。<br/>【理由】条例は開発に都合よく変更されがち。故に条例により指定された地域と限定せず、私有地であっても森林や田畑・草地・水辺などは生態系を守りCO2を吸収しO2を提供し水の循環を行う大切なコモンとして説明会を行うべきではないか。知らぬ間に森林が皆伐され、私有地や企業の所有地にメガソーラーが作られている。説明会以前に規制するべきだろう。</p>  | <p>説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、制度の予見性を確保する観点から、客観的な基準で画されることが重要である一方、事業の特性や地域の実情を踏まえた柔軟な対応も重要である。このため、定量基準に加えて、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えようとしています。こうした市町村への事前相談は、定量基準の範囲外であっても、例えば、再生可能エネルギーの実施場所の下流域に該当することや、景観保護の必要性が特に高いことなどの地域の実情を踏まえた理由に基づき、「周辺地域の住民」に加えざるべきを追加するものとする。</p> <p>また、説明会・事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業の範囲については、周辺地域や周辺環境への影響の程度に鑑み、低圧電源については原則として事前周知措置の実施を求めますが、低圧電源であっても、条例において自然環境・景観の保護を目的として保護エリアを定めている場合における当該エリアなど、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合は、説明会の開催を求めています。</p> <p>引き続き、こうした説明会等に係る制度を厳格に運用し、再生可能エネルギーの地域との共生を図っていきます。</p>  |
| 11   | <p><b>説明会の要件を緩和すべき。</b></p> <p>【真の地域のニーズに即した説明会開催を求める要望】<br/>そもそも、「周辺地域の住民」の有無にかかわらず、説明会資料を地元へ回付（ポストン）すれば、説明会を開催しなくても地元は満足することもあるし、地元が説明会の実施を望まない場合にも対応できるのではないか、そのうえで、<br/>・地元の役場に説明会資料を保管しておき、いつでも閲覧できるようにしておき、地元から事業者へ連絡が取れるようにしておく。<br/>・ポストン後や役場閲覧設置後に、変更内容や太陽光概要について説明会を開催してほしい、1人で地元意見があれば説明会を開催するといった流れとしたほうが地域のニーズに即した現実的な運用であると考える。</p> <p>【真の地域のニーズに即した説明会開催を求める要望】<br/>地域区長へ説明会の協力を求め、また説明会を実施するのか。今度はこの業者なのか。運転開始して何年も経った発電所の何が変わったのか。そんなことならやらないでいい」と言われるなど、そもそも説明会が求められていないといった声も聞かれる。<br/>しかし、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に於いて極端に厳格にルールが定められていることより、地元が求めていない説明会への協力を求めざるを得ない状況である。（1年間、説明会開催に何回も協力し、何回も開催したエリアもあつた）<br/>今回の改正案は「周辺地域の住民」が存在しない場合に限定されているが、上述のような現場の実態を踏まえると、事業場所の敷地境界から一定距離の居住者が存在する場合であっても、説明会を実施せずに済むような柔軟な運用を検討すべきである。</p>   | <p>説明会等の導入に当たっては、説明会等の要件等の詳細を解説したガイドラインの制定・普及、Q&amp;A（パブリックコメントの回答）のWeb公開、パンフレットの作成等、政府として徹底した周知・広報を行ってまいりました。これに加えて、各地の地方経済産業局やコールセンターの窓口においては、個別の事業者の質問等に対して丁寧な回答に努めてきました。これにより、自治体や再生可能エネルギー事業者等の説明会等への理解が醸成されております。</p> <p>また、説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再生可能エネルギーの実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再生可能エネルギーの実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再生可能エネルギーに対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。こうした趣旨を踏まえ、説明会等については引き続き厳格な運用を行ってまいります。</p> <p>その前提の下、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションの更なる円滑化を図る観点から、今後、必要となる制度の合理化を行うこととします。具体的には、例えば、周辺地域の住民が存在しないことを客観的に確認したと認める（説明会の開催を不要とする）場合の合理化を図ることに加え、説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合には説明会から3ヶ月間を待たずにFIT/FIP認定申請を行うことを可能とします。</p>   |

| 番号 | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方        |
|----|--|-------------------|
| 12 | <p><b>説明会の要件を明確化するとともに、説明会に不備があった場合の取扱いを整理すべき。</b></p>   | <p>御意見に対する考え方</p> |
|    | <p>【ガイドライン上の記載が不明確な部分の明確化】<br/>説明会に関する審査内容を見ると、ガイドラインの内容がすべて説明されているかまなく確認され、ひとつでも説明漏れがあると、住民説明会の再実施が要求されている。この方法では、誤記や単なる記入漏れの場合で、住民説明会の再実施が必要になる。そのため、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に説明が必要な項目を個別具体的に記載するよう改定してほしい。また、再説明会の実施以外の緩和処置（訂正資料の再配布にとどめる等）を検討してほしい。</p>   |                   |
|    | <p>ガイドライン上曖昧な記載箇所が多く存在する。例えば、ガイドラインP.13「許可等の取得状況」(ii)に関して、住民説明会において該当する許認可についてのみ説明しその他は全て該当しません、と説明したところ、該当しないものも含めて全ての許認可について個別に手続きの要否等の説明が必要の指摘を受け、住民説明会の再実施が要求された。P.12～13においては、全ての説明項目について「概要を記載すること」とあり、説明項目としては例えば「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等」という記載がされており、該当しないものも含めてすべて説明することが必須と読み取れるような記載になっていない。他方、審査・指摘内容を見ると各経産局で同様の指摘が多くあり、一定の具体的基準があるように見受けられることから、誤記や抜け漏れを防止するため住民説明会の配付資料の様式及び記載例を作成・公表いただきたい。</p>   |                   |
|    | <p>【再説明会の事例集の公表や緩和措置（訂正資料の配布など）に関する要望】<br/>（要件を充足しないことを理由とする）再説明会について、事業者の費用負担（ホスティング費用・事業者間の譲渡日延期・供給開始日遅延も増加し、地元・地域住民（自治会区長）も、事前相談（行政）も、同じ説明を再度実施することを望んでいない。24年度に実施された説明会の大半が、同じ事由で再開催となるなら、もはやそれは事業者の責ではなく、ガイドラインの記載内容とMETI審査基準が一致していないことが原因ではないか。</p>  |                   |
|    | <p>【再説明会の事例集の公表や緩和措置（訂正資料の配布など）に関する要望】<br/>第72回大量導入小委にて、改めて実施する再説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合（周辺地域の住民からの意見・質問がなかった場合を含む）再説明会の開催から3ヶ月後を待たずにFIT/FIP認定の再申請を行うことを可能とする方針が示されている。しかしそもそも、説明会実施に当たって事業者・地元（区長）・地元行政に負担をかけている中、再説明会の実施はさらに負担が増すため避けるべきである。再説明会となった事例集、説明会資料不備事例を公表いただき、再説明会が発生しないようにガイドラインを整備いただきたい。また例えば、再説明会の実施以外の緩和処置（訂正資料の再配布にとどめる等）を検討してほしい。</p>   |                   |
|    | <p>○説明会及び事前周知措置実施ガイドライン<br/>・ABC(A→B→C)3者にわたって譲渡を行い現認定事業者であるAからCへ変更する)譲渡について説明が必要な区分について認められないという記載がない。説明会が必要な区分についてのみ認められない理由を含め記載いただきたい。<br/>・また、ABC譲渡であることを以て説明会再実施となった場合における説明項目は施行規則第4条の2の3第2項第3号柱書により既に実施された説明会等において説明又は周知された事項から変更があった事項に係る項目のみ（つまり事業者名(A→Bへの変更)のみ説明すればよい)か。<br/>・変更手続きあたり特措法に基づく説明会を実施したが何らかの事情で申請しなかった場合で、新たに変更項目が生じた際には施行規則第4条の2の3第2項第3号柱書により「既に実施された説明会等において説明又は周知された事項から変更があった事項に係る項目」のみ説明すればよい。その場合、審査する経産省側は申請されなかった説明会の説明内容をどのように把握するのか。</p>                                  |                   |
|    | <p>○説明会及び事前周知措置実施ガイドライン<br/>・条文を読む限り説明会が不要となる屋根設置は2023.10.1に新設された屋根設置区分(区分6)のみであるがJPEAのHP(<a href="https://jp-ac-info.jp/system/change/">https://jp-ac-info.jp/system/change/</a>)には「屋根設置太陽光の買取区分が設定された2023年10月1日より前に認定を受けたものについて、説明会等が必要な変更認定申請を行う場合、屋根設置区分の認定に必要な下記のA～Eの書類が提出されれば、FIT/FIP認定要件として説明会等の実施を求めません。」との記載がある。これは低圧太陽光のみの超法規的措置か、それともJPEAが再エネ特措法を逸脱する何らかの権限を有するのか。</p>  |                   |
|    | <p>○説明会及び事前周知措置実施ガイドライン<br/>・関係法令順守状況については「許可不要の法令」であっても「法令名を示して」説明しなければ再実施であるなど、ガイドラインからは読み取りにくい箇所がある。周辺地域の住民への適切な情報提供を求めているのであれば説明資料のテンプレを公表いただきたい。<br/>・説明資料の不足があっても項目によっては再実施ではなく補足説明（参加者へ郵送等で資料送付）で容認される例があると聞いたが、補足説明は特措法・ガイドライン上、何ら記載がない。何を根拠に認められているのか。</p>  |                   |
|    | <p>○説明会及び事前周知措置実施ガイドライン<br/>・説明会の対象となる基準出力がガイドラインには「新規認定の日」と記載があるが、正しくは法第9条4項の認定でありみなし認定設備の場合は設備認定から計画認定に改正された改正法施行の日、即ち平成29年4月1日である。なぜガイドラインにて誤解を招くような表現を使用しているのか。何か意図があるのであれば説明いただきたい。</p>   |                   |
|    | <p>「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、開催した説明会の内容がガイドラインの要件を満たしているかを判断する基準が明確にされておられません。説明会資料に記載すべき事項を明確にするようなガイドラインの改正が必要と考え、ここに要望いたします。また、ガイドラインの要件を満たしていない場合の必要な措置についても、現実的な内容への見直しを要望いたします。現在、判断基準が明確でない中、説明会資料に一部不備があるとの理由で認定申請の取下げ及び説明会再実施の指導が行われることがあります。しかし、認定申請取下げ時点で印鑑証明書等の有効期限(3ヶ月)を超過しており、印鑑証明書等の再取得により関係者に過度の負担を掛けることとなります。これでは、説明会等の趣旨である「説明会等を通して再生可能エネルギー事業に対する地域の理解・信頼を高めていく」ことは困難です。また、事業者としても営業運転遅延による事業計画見直しが必要となり「再生主電力電源化」の妨げにもなると考えます。このことから、不備内容によっては認定申請の取下げではなく、補正対応の扱いとなるよう見直しを要望いたします。</p> |                   |
|    | <p>住民説明会において説明が不十分との裁定が下りた場合、よほど重大な説明要件が欠落していなければ、参加住民に対するホスティング等の追加周知によって補充可能なルールとして欲しい。また「重大な要件」を公表して頂けないでしょうか。</p>  |                   |

| 番号 | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方  |
|----|--|---|
| 13 | <p><b>説明会の要件に係る審査期間を短縮するなど、審査のあり方等を含めて見直すべき。</b></p> <p>【該当箇所】<br/>説明会及び事前周知措置実施ガイドライン改正案 全般</p> <p>【意見】<br/>再エネ特措法上の事業認定に対して、説明会が要件化されたことは、地域理解の醸成の観点からも必要な措置だと理解しております。一方、これまでに説明会を実施してきた中で、認定上必要な説明会の要件がガイドラインから十分に読み解けず、申請の差し戻しが生じる等、事業者と認定側での負担が発生している現状だと認識しております。本制度の趣旨を満たすことを前提としながら、引き続き、あるべき姿に向けてガイドラインの改正を実施頂くことを期待しております。<br/>またその際には、事業者側の意見も広く聴取頂くことをお願いします。</p> <p>【周知期間や標準処理期間の短縮に関する要望】<br/>説明会実施から、変更認定申請手続き完了（認定通知書受理）までの期間を短縮化することが必要と考える。</p> <p>【変更認定の同時並行での申請に関する要望】<br/>加えて、同期間に変更認定申請事由が発生した場合、直前の手続きが完了するまで後続の申請手続きが認められず、あるべき発電所の管理が停滞する虞もある。<br/>実務上、同時並行での申請が認められないことが非常に大きなボトルネックとなっているため、変更認定を同時並行で申請することについても解禁頂けないか。</p> <p>【周知期間や標準処理期間の短縮に関する要望】<br/>説明会開催の周知から変更認定申請の審査完了（新変更認定通知書受領）までの期間が長かかりすぎてしまう。<br/>説明会開催の周知 ⇒ 説明会実施 ⇒（待ち時間3か月）⇒ 変更認定申請手続（約3か月）⇒ 変更認定通知書の受領 まで至る、一連の手続の所要期間は6か月～（長いと8か月）程度となることと想定される。<br/>従って、年度初めの4月から年度内の変更認定申請の手続期限である12月15日に収まらず、年度をまたがってしまうようなことも生じ得、この間、申請者側は長期間待たされることになる。事業譲渡を実施した場合にも説明会実施義務があるが、事業譲渡の実質的な意思決定タイミングから変更認定通知書の受領（確定）までの間、不安定な状態に置かれることになり、事業譲渡に伴うレンダラーからの融資手続等に支障が出る場合が考えられる。したがって、全体の一連の手続の長さを短縮できるようにすべきと考える。</p> <p>【周知期間や標準処理期間の短縮に関する要望】<br/>説明会開催の周知から変更認定申請の審査完了（新変更認定通知書受領）までの期間が長かかりすぎてしまう。<br/>そのため、説明会実施後の待ち時間を3か月から1か月以下に短縮すると共に、これに関わる変更認定申請手続も1か月程度以下で審査完了できるよう、標準処理期間の短縮をお願いしたい。</p> <p>毎年12月または1月初旬に今年度認定申請期限が設定されるが、申請期限を撤廃し説明会を実施した日が属する年度での認定としていただきたい。</p> | <p>説明会等の導入に当たっては、説明会等の要件等の詳細を解説したガイドラインの制定・普及、Q&amp;A（パブリックコメントの回答）のWeb公開、パンフレットの作成等、政府として徹底した周知・広報を行ってまいりました。これに加えて、各地の地方経済産業局やコールセンターの窓口においては、個別の事業者の質問等に対して、丁寧な回答に努めてきました。これにより、自治体や再エネ発電事業者等の説明会等への理解が醸成されつつあります。</p> <p>また、説明会等の措置の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。こうした趣旨を踏まえ、説明会等については引き続き厳格な運用を行ってまいります。</p> <p>その前提の下、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションの更なる円滑化を図る観点から、今般、必要な制度の合理化を行うこととします。具体的には、例えば、説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合には、説明会から3ヶ月間を待たずにFIT/FIP認定申請を行うことを可能とします。</p> <p>なお、今般の改正に併せて、ガイドラインにおいて必要な範囲での明確化を行うこととしますが、周辺地域の住民と円滑なコミュニケーションが図られ、FIT/FIP認定を受けた優良事例を横展開していくことも必要であり、こうした役割を事業者団体が担うことも重要であることから、事業者団体には、勉強会の開催等も含め、必要な周知・広報の実施を求めていきます。</p>  |
| 14 | <p><b>盛土規制法に係る「対象エリア」の考え方を見直すべき。</b></p> <p>知事が指定した宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域が、「認定申請要件許認可の対象エリア」に含まれているが、盛土規制法上の盛土等の工事を行わず、許認可が不要なケースは除外すべきではないか。例えば東京都では、ほぼ全域が区域に指定されているので、上記のケースも含まれるとすると、都内の案件では、低圧案件であっても説明会の開催が必要となり、事業の開発や運営に過度な負担が生じることになりかねない。</p>  | <p>盛土等規制法上の宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域については、認定申請に係る再エネ発電事業計画の実施に同法第12条第1項又は第30条第1項の許可を必要とする場合に、「認定申請要件許認可の対象エリア」に該当することを本ガイドラインにおいて明確化することとします。</p>   |
| 15 | <p><b>「開催日の1週間前まで」に住民からの出席希望がなければ、説明会を開催不要とすべき。</b></p> <p>【説明会の開催日の前々日までを「1週間前」に変更していただきたい】<br/>「前々日まで」では説明会を要しない場合にも事業者の実質的な負担はほぼ変わらず、時間もコストもかかる。従前からの周知期間の2週間前が周辺住民の方々も対象に入れたうえで、隣接する土地・建物の所有者の方は居住されているわけではないため、住民の方々にと比べると影響は限定的。周辺地域住民の方、追加すべき方がいない前提を市町村も確認している状況であれば客観的に見て大きなリスクはなく、事業者側の負担にも配慮すべきと想料する。実態としてシステム上の開催案内をご覧になって参加される方は隣接する土地・建物の所有者の方はいらっしゃらず（聞いたことがなく、仮にいたとしても明確な懸念をお持ちの方やすごく興味をお持ちの方で、1週間公表期間が経過してどなたからも参加意思がなければ、残りの6日で意思表明があるとは到底思えない。</p> <p>説明会及び事前周知措置実施ガイドライン改正案 第3章 第1節「周辺地域の住民」(説明会に出席する住民)の範囲</p> <p>【意見】<br/>説明会の開催において、開催案内の前々日までに出席希望がない場合に、結果として開催が要されないという点について、事業者負担の軽減の面から歓迎します。一方、前々日までに出席希望がない場合でも、既に各種準備を進めていることから、今後も継続的に実情に合わせる形での見直しを進めて頂くことを期待しております。</p>  | <p>現行制度では、(ア)事業場所の敷地境界から一定距離の範囲内に居住する者がおらず、かつ、市町村への事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた場合であっても、(イ)資源エネルギー庁のシステムを閲覧した「再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者」が説明会に出席する可能性があるため、「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認する必要があることから、説明会を開催する（開催する準備を行い、終了時刻まで待機する）ことを求めています。</p> <p>今般、上記(ア)の場合において、資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内が適切に行われ、かつ、説明会の開催予定日の前々日まで、隣接する土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったときは、説明会に出席する「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認したと認められる（結果として、説明会の開催は不要となる）旨を本ガイドラインに明記します。</p> <p>出席希望の連絡の時期については、関係審議会でも議論の上、隣接する土地/建物所有者に対する十分な周知期間を確保することを前提としながら、説明会の開催準備等に要する事業者の事務の状況も勘案し、説明会の開催予定日の前々日までとしています。</p>  |
| 16 | <p><b>「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認について、明確化等すべき。</b></p> <p>「(略)…説明会の開催予定日の前々日まで、土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったときは、説明会に出席する「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認されるため、この場合は、結果として、説明会の開催は要しないこととなる。」とございますが、「土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかった」とはどのように証明すればよいでしょうか。</p> <p>説明会と同様に、事前周知措置についても、周辺地域の住民がいなくても客観的に確認された場合に、実施不要となるのがよくわからないので、明確にすべきではないか。</p> <p>計画変更の場合は第3節③のシステムを活用せずとも①の範囲内に居住者が存在しないことを確認し、かつ、③及び④の市町村に対する事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた場合において、説明会の開催は不要とするようにして頂けないでしょうか。</p> <p>第3節③のシステムを活用した開催案内とはどのようなものでしょうか。住民説明会の開催案内の事前登録の際に同システムと連携して土地/建物所有者へ参加意思を問う事ができるものなのでしょうか。（別途、追加的なシステムがあるのか否かの確認です）</p> <p>・「範囲内に居住者が存在しないことを確認」とあるが、どのようにして確認すればよいのか。一般の事業者は住民基本台帳の閲覧などはできない。それとも申請者が「範囲内に居住者が存在しないことを確認した」と主張すればよいのか。</p>  | <p>現行制度では、(ア)事業場所の敷地境界から一定距離の範囲内に居住する者がおらず、かつ、市町村への事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた場合であっても、(イ)資源エネルギー庁のシステムを閲覧した「再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者」が説明会に出席する可能性があるため、「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認する必要があることから、説明会を開催する（開催する準備を行い、終了時刻まで待機する）ことを求めています。</p> <p>今般、上記(ア)の場合において、資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内が適切に行われ、かつ、説明会の開催予定日の前々日まで、隣接する土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったときは、説明会に出席する「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認したと認められる（結果として、説明会の開催は不要となる）旨を本ガイドラインに明記します。</p> <p>隣接する土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったことについては、認定申請時の提出書類として、その旨を証する書類の提出を求めます。当該書類の様式については、別途、資源エネルギー庁HPにおいて公表します。また、資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内については、引き続き現行のシステムを用いますが、隣接する土地/建物所有者に対し説明会への出席を希望する旨の連絡が必要となることを周知するため、必要な案内が開催案内に掲載されるようにシステムを改修します。</p> <p>なお、説明会以外の方法による事前周知措置については、対象となる「周辺地域の住民」の範囲が説明会とは異なりますが、説明会と同様に、「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認された場合は、結果として事前周知措置の実施が不要となる旨を本ガイドラインに明記することとします。</p> |

| 番号 | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方   |
|----|---|--|
| 17 | <p><b>説明会開催からFIT/FIP認定申請までの期間の取扱いについて、更に整理すべき。</b></p> <p>『説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合は、1235の「認定申請日の3ヶ月前」は「認定申請日」とする。』とあるが、説明会に参加者がいないほうが認定が早く進むという運用は説明会の形骸化を招く。説明会後3か月の間は地域への回覧板の検討など、周辺地域の住民への適切な情報提供に努めるべきである。</p> <p>説明会及び事前周知措置実施ガイドライン改正案の第3章、第2節に「認定申請日の3ヶ月前」は「認定申請日」とすると記載がありますが、こちらは住民説明会を開催して3か月の猶予期間はなくなる為申請に移ることが出来るとの解釈でよろしいでしょうか。ご回答お願い致します。</p> <p>第2節 開催時期に関する解説に記載のある「説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合」とは、説明会開催対象の住民が存在しなかった場合だけではなく「実際に説明会を開催し、終了時刻まで待機した出席者が現れなかった場合も含む」という理解でよいのか。そもそも、前回同ガイドライン制定時のパブリックコメントにて、説明会開催から申請までに3ヶ月を設ける理由として「説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要となること」という旨について議論がなされており、これを踏まえ、FIT/FIP認定申請の3ヶ月前まで実施することを求める旨」とされている以上、説明会及び事前周知措置共に、住民からの質問や意見等が提出されなかった場合には説明会開催後、あるいは事前周知措置実施から質問募集期間終了後、速やかな申請を認めるべきではないか。</p> <p>説明会の実施時期が変更認定申請の3か月前と定められているが、住民の意見提出、その対応を加味しても1か月に短縮していただきたい。また、説明会ガイドラインに記載されている説明事項は詳細かつ厳格であり、説明会の実施において一部不足が発生することも十分に考えられます。現在の扱ひでは、万一不足が発生した場合には説明会の再実施を求められ、認定申請自体が取下げ・再申請となってしまう。再申請となった場合、関係者から取得した書類（印鑑証明書、戸籍謄本等）の有効期限とされている3か月が到来し、再取得となると関係者に多大な負担が生じるとともに、数か月から年単位の工程遅延となり、再生可能エネルギー事業性に大きな影響を及ぼすことから、説明会での不足事項については不足事項分の補足説明にとどめるとともに、取下げ・再申請の扱ひではなく、認定申請自体は継続することを要望いたします。</p> <p>・意見<br/>住民説明会終了後に質問が出なかった場合、またはその場で回答し難義が無い場合、或いは最後の質問回答を終えてから2週間以上経過し特設再質問が無い場合は、「認定申請日の3ヶ月前」は「認定申請日までの間をおかずその直後から申請可能」として頂きたい。</p> | <p>御意見に対する考え方</p> <p>説明会の開催時期については、再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいて、<br/>①再エネ特措法では、FIT/FIP認定の時点において、再生可能エネルギー設備の設置場所や規模（出力）といった事項が基本的に定まっていることを求めており、あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再生可能エネルギー設備の設置場所や規模（出力）を確定させた上で、FIT/FIP認定を申請するというフローが基本となること<br/>②説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間（質問等熟慮期間）を確保することが必要となること<br/>といった旨について議論がなされており、これを踏まえ、FIT/FIP認定申請の3ヶ月前まで実施することとすることを原則としています。</p> <p>説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再生可能エネルギー事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再生可能エネルギー事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応すること、再生可能エネルギーに対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。こうした趣旨を踏まえ、説明会等については引き続き厳格な運用を行ってまいります。</p> <p>その前提の下、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションの更なる円滑化を図る観点から、今般、必要な制度の合理化を行うこととします。具体的には、例えば、説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合には、説明会から3ヶ月間を待たずにFIT/FIP認定申請を行うことを可能とします（この「説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合」には、実際に説明会を開催し、終了時刻まで待機したところ、出席者がいなかった場合を含みます）。また、FIT/FIP認定審査においては、説明会の要件を充足しておらず、審査当局から改めて説明会の実施を求められた場合については、当初の説明会で住民の意見を聞き、その意見等に対して3ヶ月の意見等熟慮期間が設けられていた中で事業スケジュールへの影響を踏まえ、出席した周辺地域の住民から意見・質問がなかった場合においても、再説明会の開催から3ヶ月後を待たずにFIT/FIP認定の再申請を行うことを可能とします（ただし、当初の説明会が潜脱的である場合など、悪質な事業であると審査当局が判断した場合は、改めて3ヶ月間の意見等熟慮期間を求める場合があります）。</p> <p>こうした合理化を行うにつれ、再生可能エネルギー事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応するという制度の趣旨・目的を踏まえ、説明会等については引き続き厳格な運用を行ってまいります。</p> |
| 18 | <p><b>遠隔地で説明会を開催した場合の取扱いを明記することは合理的。</b></p> <p>説明会及び事前周知措置実施ガイドライン改正案 第3節 開催案内【意見】<br/>再生可能エネルギー事業の実施場所と異なる遠隔地と明確に記載頂くことは、本説明会の実施趣旨からも合理的であると考えます。</p>   | <p>再生可能エネルギー事業の実施場所、周辺地域の住民の出席の便宜を最大限考慮し、合理的な場所を選ぶことと要件としており、現行の本ガイドラインでは、「合理的でない開催場所」の例として、「周辺地域の住民にとってアクセスが困難な場所」などが挙げられる旨を明記しています。</p> <p>今般、制度の施行から約1年が経過する中で、例えば、再生可能エネルギー事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県で説明会が開催されるなどの事例も見られることから、制度の明確化を図るため、「合理的でない開催場所」の例として、「再生可能エネルギー事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県で説明会が開催される場合」を新たに明記します。</p>  |
| 19 | <p><b>外部積立を行う場合の説明会での説明事項を見直すべき。</b></p> <p>説明会及び事前周知措置実施ガイドライン 第4節 説明項目及び説明事項（略）<br/>3. 説明項目（事業の影響と予防措置）（略）<br/>【解説】（略）<br/>・ 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額<br/>・ 廃棄費用の算定方法<br/>・ 廃棄費用の積立開始時期及び終了時期<br/>・ 廃棄費用の毎月の積立単価</p> <p>～意見～<br/>上記4つの説明は内部積立を行う事業者が行うこととしたらどうか。</p> <p>外部積立の場合も上記4つは発電事業計画に含まれるため事業者には説明が求められるという考えであれば、それを説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに示し説明を求めた上で「実際の積立は調達期間終了日から起算して10年前の日以降に開始される。売電量に解体等積立基準額（※〇〇円/kwh）を乗じた額が源泉徴収的に毎月積み立てられ、廃棄時はそれを利用して適切に処理する。」と実際の積立方法も説明することとしたらどうか。</p> <p>※〇〇は認定年度による解体等積立基準額。</p>  | <p>事業の影響と予防措置については、電源の規模やエリア等に応じて、再生可能エネルギー事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されることが重要です。</p> <p>このため、①個別事業の状況に照らしながら、適切かつ十分な説明が行われるようにするため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのよう説明するかについては、一律の説明の仕方に限定するのではなく、地域の実態や個別事業の状況等を踏まえた適切な説明を求めることとしています。②説明の仕方の選択に当たっては、本ガイドラインにおける説明例が参考となりますが、これに限定せず、地域の実態や個別事業の状況等を踏まえ、再生可能エネルギー事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することが必要であり、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要です。③説明事項によっては、個別の再生可能エネルギー事業によって影響が想定されないものも含まれますが、その場合には、影響が想定されないとする論理的かつ具体的な説明が必要となります。</p> <p>お尋ねの「廃棄費用」の説明は、再生可能エネルギー設備の適正な廃棄等に対する地域の懸念に対応するためのものであり、外部積立を行う事業においても、本ガイドラインを踏まえて適切かつ十分な説明を行うことが必要となります。</p>   |
| 20 | <p><b>「密接関係者」の定義等について、更に明確にすべき。</b></p> <p>「密接関係者」の定義の1つとして、「認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）」とごさいますが、ここでいうところの社員とは合同会社の場合においては業務執行社員/非業務執行社員を示すのであって、職務執行者の変更はこれには該当しない（ここで密接関係者の変更には当たらないことを念のため確認させていただきます）<br/>個人の配属変更等はいかなる組織においても十分に生じ得るものであって、万が一、職務執行者の変更の度に説明会の開催を求められるとすれば、それは円滑な実務運営の阻害要因となるため、職務執行者は密接関係者に当たらないと整理すると、ご検討ください。</p> <p>合併や会社分割を原因として認定事業者を変更する場合、自益信託における信託契約の終了を原因として認定事業者を変更する場合、または密接関係者が同じグループ会社間における変更の場合、住民からしても変更に伴う実態的な影響は低くかつ自治体、行政区等での説明会開催協力対応は負荷ではないとの声が多いことから、変更認定申請対象ではなく事前変更届の対象として頂きたい、説明会は不要、或いはポストイティング対応で可として頂けないでしょうか。</p>  | <p>「職務執行者の変更」に関するお尋ねについて、密接関係者のうち「認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）」の変更」に当たるのは、業務執行社員/非業務執行社員を問わず、認定事業者の社員が変更される場合であり、この場合は改めて説明会等を実施することが求められます。他方、認定事業者の社員が選任した職務執行者のみが変更される場合は、密接関係者の変更には該当しないため、改めて説明会等を実施すべき場合には当たりません。</p> <p>改めて説明会等の実施を求める「認定事業者の変更」については、以下の点が再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいて議論されています。<br/>①事業譲渡等により再生可能エネルギー事業者が変更となる場合、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事例が多いことを踏まえ、変更認定の際に、改めて説明会等の実施を求めることとしています。<br/>②事業譲渡に加え、合併・会社分割や親族等への贈与（グループ内の企業同士で行うものも含む。）も含め、再生可能エネルギー事業者を変更する場合には、再生可能エネルギー事業者としての義務履行（例：関係法令遵守義務や地元自治体との協定等に係る義務等）の主体が交代する局面であるため、前述の趣旨を踏まえれば、改めて説明会等の実施を求めることが適切です。</p> <p>こうした議論を踏まえ、合併や会社分割を原因として認定事業者を変更する場合、自益信託における信託契約の終了を原因として認定事業者を変更する場合、同一グループ内で密接関係者を変更する場合などを含め、改めて説明会等の実施を求めることとしています。</p>   |
| 21 | <p><b>ガイドライン改正前に実施された説明会の取扱い等を整理すべき。</b></p> <p>説明会等ガイドラインの改訂に当たり、以下の点についての整理をご教示ください。<br/>1 改訂前（旧年度）に現行のガイドラインに従って実施された説明会は、新年度の認定申請に当たって、要件を満たす有効な説明会として扱われますでしょうか（仮に一定の要件の充足が必要であれば、その要件もご教示ください。）<br/>2 上記ガイドライン改訂前の説明会について、新年度の関係法令遵守状況報告書の書式の改訂に対応していないことのみを理由として、要件を充足しないものと扱われることはありますでしょうか。（なお、複数の経産局等でガイドラインの改訂前にした説明会は一律不可とするとの回答がされているようにも聞かれますが、再生可能エネルギー及び同法施行規則の改正により説明会の制度が導入される際、新法施行前の説明会は新要件を満たす限り可としていたことと不均衡であること、今後毎年度の切替りの度に半年にわたって事実上説明会を行えない期間が生じかねず案件形成を大きく停滞させかねないことから、形式的・硬直的に過ぎない不適当な解釈運用と考えます。ガイドラインが法令そのものでないことも踏まえ、合理的な対応をご検討ください。）</p>   | <p>今般のガイドラインの改正については、段階の経過措置を設けないこととし、認定日が令和7年度となる申請については、改正後の本ガイドラインに従って認定審査を行います。</p> <p>説明会等では、関係法令遵守状況として、「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」（以下「関係法令手続状況報告書」という。）に記載の法令に基づく許可・届出等の手続の可否等を説明する必要があります。この説明に当たっては、説明会等の実施時点における最新の関係法令手続状況報告書の様式に準拠する必要があります。なお、説明会等の実施後からFIT/FIP認定申請まで間に関係法令手続状況報告書の様式の更新があった場合、FIT/FIP認定申請の添付書類としては、申請時点における最新の関係法令手続状況報告書の様式に準拠する必要があります。</p>  |

| 番号   | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   |
|--|--|--|
| <b>「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に関する御意見 ②:長期安定適格太陽光発電事業者関係</b> |  |  |
| 22   | <p><b>「長期安定適格太陽光発電事業者」の要件等を明確化すべき。</b></p> <p>○該当箇所<br/>申請者が、太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること。具体的には、次の要件を満たすこと。<br/>(i)申請者の中期経営計画等において、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって太陽光発電事業を継続する旨のコミットメントを行うこと。<br/>○意見<br/>一定規模とは具体的に何kW程度を想定しているのか確認させて頂きたい。<br/>○理由<br/>申請者にとっては、参入可否を判断するにあたっての基準の明確化が必要と考えるため。</p> <p>・質問<br/>低圧電源についてのコミットメントが必須とのことだが、コミットメントする低圧電源何kW以上等の最低基準等があるのでしょうか。</p> <p>・意見<br/>万一、定量的な目標に対し、進捗が芳しくなかった場合、長期安定適格太陽光発電事業者としての認定が取り消されたりすることはあるのでしょうか。もし、あるとしたら取り消し基準はどの程度の乖離があった場合なのでしょうか。</p> <p>○該当箇所<br/>第6章 長期安定適格太陽光発電事業者の適格認定<br/>申請者が、太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力及び経験を有すること。具体的には、申請者及び申請者を密接関係者とする者が、次の太陽光発電事業（運転開始済みのものに限る。）について、合計して50,000kW以上の実績を有すること。<br/>○意見<br/>(i)または(ii)に該当する運転中の発電所を購入した場合にも、実績として計上されるという理解でよいか。<br/>○理由<br/>申請者にとっては、参入可否を判断するにあたっての基準の明確化が必要と考えるため。</p> <p>・意見<br/>オンサイトPPAにて自家消費をしつつ余剰売電 FIT を行っている発電所があります。発電量に対する消費割合としてはほぼ自家消費されているのですが、このようなハイブリッドタイプの場合は自家消費に含まれるという認識で問題ないでしょうか。</p> <p>・第6章⑤「合計して50,000kW以上の実績を有する」の部分は、発電設備所有規模を指すのか、もしくはそれに加えO&amp;Mなど運用実績も含まれるのか。</p> <p>・意見<br/>長期安定適格太陽光発電事業者の適格認定を受けた場合の特例適用範囲は、適格認定日以降の変更認定申請案件が対象になるものと認識しているが、以下事例のような適格認定日以前において認定事業者（又は密接関係者）の変更に係る契約締結された案件についても適及適用されるという認識に相違がない<br/>&lt;例&gt;<br/>・認定事業者（又は密接関係者）の変更に係る契約締結日:2025年2月1日<br/>・適格認定日:2025年5月1日</p> | <p>長期安定適格太陽光発電事業者（以下「適格事業者」という。）の認定基準については、関係審議会において、①地域の信頼を得られる責任ある主体であること、②長期安定的な事業の実施が見込まれること、③FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であることが必要であるとの整理の下、具体的な議論がなされたところであり、今般の原案は、こうした関係審議会での議論を踏まえたものです。</p> <p>認定基準のうち「申請者が、太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること」に関しては、②の観点を踏まえたもので、具体的には、<br/>(i)中期経営計画等において、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって太陽光発電事業を継続する旨のコミットメントを行うこと<br/>(ii)当該コミットメントにおいて、集約する太陽光発電事業の容量及び事業継続する期間に係る定量的な目標を定めること<br/>(iii)毎年度、当該目標とその進捗状況に対する評価を行い、評価結果についてホームページに掲載することを求めることとします。<br/>このうち、(i)(ii)については、少なくとも低圧電源についてのコミットメントを行うことが必須となります。その上で、各適格事業者の直面する経営環境やその経営戦略は多種多様であることから、関係審議会での議論を踏まえ、これらのコミットメントや目標については、一律の定量的な要件は設定しないこととします。目標未達の場合については、目標未達となった個別の事情を踏まえて判断することとなりますが、適格事業者が認定基準に適合しなくなったと認められる場合には、適格事業者の認定の取消しの対象となります。</p> <p>また、認定基準のうち「申請者が、太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力及び経験を有すること」に関しては、既に集約したものを含め、発電事業者としての事業実績を求めたものであり、単に維持管理や保守修繕を委託しているものは含みません。なお、(ア)(イ)の事業は、いずれも、自家消費を行っているものも含みます。</p> <p>加えて、変更認定の日の時点で適格事業者や適格事業者を密接関係者とする者（以下「適格事業者等」という。）である者が、再エネ発電事業計画のうち重要な事項を変更する場合は、説明会の開催を求めている規模(50kW以上)の電源であっても、原則として、ポストイン等の説明会以外の手法での事前周知措置の実施が認められます。</p> |
| 23   | <p><b>「長期安定適格太陽光発電事業者」の要件を見直しすべき。</b></p> <p>以下のように見直し、条件を緩和する<br/>第6章 長期安定適格太陽光事業者の適格認定<br/>⑥ …次のいずれかを満たす太陽光事業者（運転開始済みのものに限る。）について、合計して50,000kW以上の実績とあわせ、総合的に判断する。<br/>(i)認定を受けていない事業<br/>(ii)新規認定の日が平成29年度以降に属する事業<br/>(iii)自社物件のみならず他社物件を複数O&amp;M実績を有する<br/>(iv)リニューアル・リパワリング実績を複数年にわたって受注した実績を有する</p> <p>温室効果ガスの排出を2050年までにゼロにしていけるには、稼働中の再エネ電源を長期安定的に維持・運用していくことが重要である。こうした中、FIT契約期間終了後も貴重な再エネ電源を維持・運用していくための事業者適格性を競争市場環境下で一定規模以上の太陽光事業者として認定することは理解できるが、<br/>・「新規認定の日が平成29年度以降に属する事業」を必須条件とすると、低廉な価格で発電事業を運営するために、発電所の基礎・架台を簡素化するとともに、パネルも海外製中心になり、必ずしも長期運転に必要となる<br/>O&amp;M、リパワリング・リニューアル等のノウハウを持ち合わせていない恐れがあること<br/>・セカンダリ物件を購入するには一定の資金が必要のため、原案で認定された企業のうち、資金力のある企業だけが残り、結果として寡占状態になり活性化が阻害される恐れがあることを懸念している。<br/>したがって、FIT契約終了後の事業運営にあたっては、O&amp;M、リパワリングやリニューアルが必要であることも要件とし、総合的に判断する旨と記載すべき。</p> <p>第6章③1(i)「その株式を金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所において上場している株式会社」の部分は、廃棄費用積立ガイドライン(2024年4月改定)の44頁の要件と揃えて、「国際取引所連合(WFE)へ株式又は債券を上場している会社」も含めるようにすべきである(関係法令の規定を遵守するための体制が構築されているという点において、同様の要件であるため)</p>  | <p>適格事業者の認定基準については、関係審議会において、①地域の信頼を得られる責任ある主体であること、②長期安定的な事業の実施が見込まれること、③FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であることが必要であるとの整理の下、具体的な議論がなされたところであり、今般の原案は、こうした関係審議会での議論を踏まえたものです。</p> <p>御指摘の事業実績に関する要件については、③の観点を踏まえ、競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業の一定規模以上の実績を求めると必要と考えており、原案を維持します。</p> <p>また、御指摘の上場会社に関する要件については、①の観点を踏まえ、我が国の会社法制等の下で厳格なガバナンス体制等を備えていることを客観的に確認するために必要と考えており、原案を維持します。</p>  |
| 24   | <p><b>「長期安定適格太陽光発電事業者」に対する監督等を強化すべき。</b></p> <p>長期安定適格太陽光発電事業者は、説明会がポストインなどでよくなるという大きな恩恵を受けることになるので、要件に当てはまっていることを定期的に国にきちんと報告させ、国の監督を受けるべき。</p>   | <p>御指摘を踏まえ、適格事業者に係る制度を適切に運用する観点から、毎年度、適格事業者としての活動状況等について、経済産業大臣への報告を求めるとします。</p>   |

| 番号                               | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方  |
|----------------------------------|--|---|
| <b>「廃棄等費用積立ガイドライン」に関する御意見</b>    |  |   |
| 25                               | <p><b>廃棄等費用積立ガイドラインにおける解釈を明確化すべき。</b></p> <p>廃棄等費用ガイドライン6ページ目の以下文言は、外部積立てであれば②が必要ないと解釈してよいか。<br/>～文言～<br/>積立対象区分に該当する再生可能エネルギー発電設備に関する事業計画については、外部積立てであれば第2章第1.2節の基準を満たす必要があり(上記丸数字1と3)、内部積立てであれば第2章第3節の基準を満たす必要がある(上記丸数字1～3)。<br/>必要ないならば、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン20ページ目の以下・4つは外部積立てであれば説明不要と解釈してよいか。<br/>・設備の廃棄に係る廃棄費用の総額<br/>・廃棄費用の算定方法<br/>・廃棄費用の積立開始時期及び終了時期<br/>・廃棄費用の毎月の積立単価<br/>上記・4つが外部積立てであれば説明不要ならば、「調達残存期間10年で毎月売電量に応じて源泉徴収的に積み立てされるため、廃棄時にはそれを充当する。」等、周辺住民の懸念解消に向けた説明を求めることにしたらどうか。</p> <p>○廃棄等費用積立ガイドライン<br/>・増設等にかかる特例適用する場合に小点数以下何桁まで計算されるのか、また特例適用を2回行った場合も同様に記載いただきたい。<br/>・保証・保険による内部積み立てが認められているが、保証・保険は火災等に対する保証・保険であって、経年劣化による廃棄には適用されない。保証・保険の場合に外部積立額を減額するならば理解できないが、他の内部積み立てと同様に外部積立が免除されるのは適正な解体費確保につながらない</p> <p>廃棄ガイドラインについて、パネルの適切な廃棄は重要だと思うが、同時に、増設を行いやすくしてほしいので、適切な積立額についてはよく検討いただきたい。</p> <p>積立金額が、今回の改正案と今まで公開されている案(2024年4月改定時点の廃棄費用等積立ガイドライン)と比べて、小点数以下の第二位までから第一位までへの記載変更があったことで、その変更の背景を知りたい。単純な四捨五入をしているように見えるが、それが理由なのか、もしくは、別の計算式があるのか。</p> | <p>現行の「廃棄等費用積立ガイドライン」P.6の②については、内部積立てにおいて求められる基準を記載したのですが、外部積立ての場合は①及び③に係る基準を満たす必要があります。その上で、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に係る御意見に対する考え方は、No.19をご覧ください。</p> <p>内部積立ては、外部積立てを行う場合以上に確実に廃棄等費用が確保されるものに限定されるよう、厳格な条件を設定する必要があると同時に、事業者間の公平性や社会的コストを抑制しながら適正な執行を確保する必要があると考えております。このため、本ガイドラインに記載の要件を満たし、資金確保の蓋然性が高いといえるものについてのみ、保険・保証による内部積立てを認めています。</p> <p>増設等特例を行った場合の解体等積立基準額は、小点数第2位まで(小点数第3位切捨て)となり、2回目以降の増設特例の適用においても同様です。</p> <p>また、廃棄等費用の積立て期間中に増設等特例を行った場合には、十分な廃棄等費用が積み立てられないおそれがあることから、不足分について変更認定時に一括して原則外部積立てを行うこととしています。その上で、御指摘も踏まえ、変更認定時の積立額について、適切な廃棄等費用の積立てを前提に、長期安定電源化に向けた再投資等を促進する観点も踏まえ、計算式に必要な見直しを加えることとします。</p> <p>なお、今般の改正の原案において、御指摘の「小点数以下の第二位までから第一位までへの記載変更」といった改正は含まれていません。</p> |
| <b>「出力制御の公平性の確保に係る指針」に関する御意見</b> |  |   |
| 26                               | <p><b>FIP制度に係る優先給電ルールの見直しを行うべきではない。</b></p> <p>FITの優先順位をFIPと同等にしていただきたい。このような大幅な制度変更は売電価格が固定化されているFIT発電所にとって、収入の機会が著しく損なわれるものであり、事業継続が困難となる事象と見られ、もしくは、せめて優先給電ルールの順番を下記に変更いただきたい。<br/>➢現行案: FIT → FIP・非FIT・非FIP<br/>➢変更案: FIT及びFIP(※1) → FIP2(※2)・非FIT・非FIP<br/>※1:一定価格以上の基準単価(例えば18円/kWh)であるもしくはピークシフトが不可能な発電所<br/>※2:※1以外のFIP発電所<br/>理由として、高いFIT単価を基準単価として継続したままFITをFIP転じた場合、ほとんどの時間帯において交付金による収入面での補填があるため、市場単価が低くてもFIP転以前同様にピークシフト等のインセンティブが働かず、基準単価の低いFIP発電所と比べていわゆる競争力はないのではないかと考えられる。<br/>また国民負担における考え方においても、FIT単価と同水準の基準単価のFIP発電所をFIT発電所と比べた際、大きな差異はないため、FIP転じた基準単価の高いFIP発電所を基準単価の低いFIP発電所と同水準で扱うのは再考いただきたい。</p>   | <p>FIP電源は、FIT電源と異なり、①自ら発電計画を策定し、計画と実績に誤差が生じた場合には、インバランス料金を負担することに加え、②発電事業者の収入は市場価格に連動するため、供給余剰が発生する時間帯から需給逼迫が発生する時間帯への供給シフトが行われるインセンティブを有することから、需給バランスへの貢献が大きい電源です。こうした中で、関係審議会においては、複数回の議論を踏まえ、FIT電源とFIP電源の需給バランスへの貢献性と電源間の公平性の確保の観点から、優先給電ルールにおける出力制御順を見直す方向が取りまとめられました。今般の改正は、こうした検討を踏まえたものです。</p> <p>また、FIP制度に係る事業環境整備の更なる推進(バランシングコストの見直しを通じた供給シフトの更なる円滑化等)やアグリゲーション・ビジネス等の活性化といった取組について、「再エネ主力電源化アクションプラン」として取りまとめられており、こうした取組を加速させることで、引き続き再エネ電源の電力市場への統合の鍵となるFIP制度の更なる活用を強力に促進していきます。</p>   |
| 27                               | <p><b>出力制御に係る今般の改正と併せてFIP制度も見直すべき。</b></p> <p>・意見<br/>① 出力抑制ルール毎に抑制が公平にかかるということであれば、FIPプレミアム算定式もFIT・太陽光の供給実績を参照するよう電源種別を太陽光一括りではなくFITと非FITを区別してはいかでしょうか。<br/>② 現状の変更がなされるとFIP電源の抑制が減りFIP電源の発電量が増加するもの、FIPプレミアム収入(月間)は太陽光(FIT・FIP・Non-FITを含む)におけるエリア毎月間供給実績が月間プレミアム単価の算出ロジックに組み込まれていることにより、FIPの抑制が減った分FITで抑制が掛かり結果的に太陽光全体の供給実績は変わらないため、FIPプレミアム収入(月間)発電量の増加に応じて増えないこととなる。これでは、優先給電ルールの変更によって増えた発電量分は追加収入を得られないこととなり、FIPへ移行した事業者に追加的なインセンティブが与えられないことにならないでしょうか。<br/>③ ②の考え方が正しければ、発電事業者がFIP移行による発電量増加分までFIPプレミアムを收受できるように、調整後プレミアム単価の計算ロジックに組み込まれる計算式を、太陽光の供給実績(0.01円コマ)ではなく、FIP太陽光の供給実績(0.01円コマを除く)に変更することを要望致します。</p>   | <p>今般の優先給電ルールにおける出力制御順の見直しについては、FIT電源とFIP電源の需給バランスへの貢献性と電源間の公平性を確保する観点から、関係審議会での複数回の議論を踏まえ、FIT電源とFIP電源の貢献度合いの均衡を図ることを目的として、FIT電源がFIP電源よりも先に出力制御の対象とする制度の適正化を行う措置として取りまとめられました。</p> <p>今般の改正は、優先給電ルールにおける出力制御順を見直すものであり、FIP制度におけるプレミアムの算定方法は意見公募手続の対象外ですが、頂いた御意見は、電力市場の動向や国民負担の抑制の観点も踏まえつつ、今後の政策立案に当たって参考とさせていただきます。</p>   |
| 28                               | <p><b>出力制御の公平性の確保に係る指針の記載・運用等を明確化すべき。</b></p> <p>○出力制御の公平性の確保に係る指針<br/>・出力制御に応じないために接続契約が解除され、再締結した場合は価格変更事由に該当するが、事業者による自己申告で手続きを行うため出力制御に応じなかったために接続契約が解除されても従来価格での買取を受けるのは公平性に反する。どのようにそういった案件を補正するのか。</p> <p>①P2 具体的な制御順位を踏まえた文言とはどうでしょうか。<br/>(変更前)<br/>4 非FIT・非FIP電源については、FIP電源と同様に扱う<br/>(変更後)<br/>4 非FIT・非FIP電源の出力制御の順番については、FIP電源と同様に扱う</p> <p>②P3 出力制御ルール分類表中の非FIT・非FIPの記載内容については、以下のとおり、変更いただけないでしょうか？<br/>(変更前)<br/>表内の「無制限・無補償(FIP・非FIT・非FIP)」<br/>(変更後)<br/>表内の「無制限・無補償(FIP)」</p> <p>③P5 文中に記載されている「③無制限・無補償(FIP・非FIT・非FIP)」の記載については、以下のとおり変更いただけないでしょうか？<br/>(変更前)<br/>『③無制限・無補償(FIP・非FIT・非FIP)の出力制御が・・・』<br/>(変更後)<br/>『③無制限・無補償(FIP)の出力制御が・・・』</p>  | <p>再エネ特措法の認定基準において、接続契約を締結している電気事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力することを遵守事項として定めており、電力受給契約要綱においても、出力制御に応じない発電事業者に対しては受給契約を解除できる旨規定されています。このため、出力制御に応じない発電事業者には、速やかに厳格な対応することで、公平性の確保を図ってまいります。</p> <p>具体的な文言修正の御指摘の①については、御指摘のとおり追記します。御指摘の②③に関しては、関係審議会において、非FIT・非FIP電源の取扱いがFIP電源と同様とされたことを踏まえて、原案の記載としているところ、正確性を確保するため、原案を維持します。</p>  |

| 番号 | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   |
|----|--|--|
| 29 | <p><b>出力制御の公平性を適切に確認すべき。</b></p> <p>(1) FIT電源の検証に限る件について<br/>13の注釈として、「FIP電源に係る順番変更が行われた後は、FIT電源に限る」とされているが、FIP電源に係る順番変更が1度されたとしても、当初は、確認をした上で公平性を確認し、公平性がきちんと担保されていることが確認されたから、確認を緩和していくのが望ましいのではないかと。</p> <p>(2) OCCTOによる公平性確認の内容について<br/>これまでもOCCTOが公平性を確認しているのに、誤りが発覚したケースがある。OCCTOのこれまでの確認については合理化が必要だが、公平性は重要であり、OCCTOの確認の内容については、これまでの誤りの事例をふまえて、再確認の上で進めるべきではないかと。</p> <p>(例)<br/>中部電力<br/><a href="https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/1210615_3281.html">https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/1210615_3281.html</a><br/>北陸電力<br/><a href="https://www.rikuden.co.jp/nw_press/attach/24093001.pdf">https://www.rikuden.co.jp/nw_press/attach/24093001.pdf</a><br/>中国電力<br/><a href="https://www.energia.co.jp/nw/press/2024/15593.html">https://www.energia.co.jp/nw/press/2024/15593.html</a></p> <p>・意見<br/>①「FIP 電源に係る順番変更が行われた後は、FIT 電源に限る」では FIP の出力制御状況の検証及び公表がされないということでしょうか。もし、そうだとした場合、FIT と FIP の出力制御がそれぞれのように実施されたのか確認することができるようにして頂けないでしょうか。<br/>② FIT と FIP 双方の出力抑制状況の公表により将来の見通しを立てやすくなり、再エネ導入の検討が進むと考えますが、具体的には以下の情報開示を希望します。①FIT 電源と FIP 電源それぞれの出力抑制の実施状況(実施回数、抑制量、抑制時間など)、②FIP の優先給電ルールに基づく順番変更の履歴やその影響を示す情報、③出力制御を行う際の具体的な基準やルール、及びその適用方法等</p> | <p>御指摘のFIT電源に係る広域機関による事後検証は、FIT制度が、再エネ電気を固定価格で全量買い取る制度であることに鑑み、出力制御の妥当性・公平性を確保するために実施されているものです。この趣旨を踏まえ、今後も、引き続き、FIT制度の電源について検証を実施していく考えです。なお、広域機関の公平性検証後に誤制御が認められた場合は、広域機関において再検証が行われていると認識しています。</p> <p>なお、出力制御の実績については、各一般送配電事業者により公表されており、出力制御が優先給電ルール通りに行われたのかなど出力制御の妥当性に関する検証は広域機関で行われ、その検証結果は公表されております。</p> |